平成２６年（フ）第２１５号
大阪府吹田市清水９番１―301号
債務者　山廣　敬三
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１号
大阪市住之江区南港中２丁目８番32―1010号
債務者　古谷　茂樹
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２９号
大阪市住之江区安立４丁目１番４号　メゾンＡメッツ701
債務者　坂井　淳司
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５０号
大阪府東大阪市小阪本町１丁目８番12―503号
債務者　河野　裕一
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４８号
大阪府池田市井口堂１丁目11番１号　405
債務者　山口　高洋
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６号
青森市古川２丁目16番４号　小山アパート２階
債務者　大口接骨院こと　大口　教一
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
青森市古川２丁目16番４号　小山アパート２階
債務者　大口　妙子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
熊本市北区鹿子木町132番地１　鹿子木団地７棟102号
債務者　平川　　稔
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６３６号
岡山県赤磐市山陽１丁目２番８号
債務者　藤田　　翔
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３０５号
横浜市都筑区池辺町4858番地21
債務者　小山　厚早（旧姓板橋）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３号
横浜市栄区公田町1600番地１　グローヴアベニュー201
債務者　川名　雅美（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５８号
川崎市中原区木月１丁目30番27―304号　ライオンズプラザ元住吉
債務者　渡邊　　淳
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第５０６号
東京都江戸川区西葛西５丁目８―４―711
債務者　藤原かおり
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０８号
東京都港区海岸３丁目３―12―906
債務者　中山　智恵
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６１号
東京都板橋区小茂根２丁目４―４　山田方102
債務者　堀内　義弘
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６２号
東京都板橋区高島平５丁目13―13―202
債務者　根岸久美子
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５６５号
東京都江東区潮見１丁目29―23
債務者　藤井　祐輔
1　決定年月日時　平成26年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部